

札幌市の自動車等への補助制度

札幌市では、自動車の購入を予定している方に、旧年式車両から次世代自動車への乗換を促し、自動車による環境負荷を減らしていこうと、補助制度を運用しています。

◎対象車種、充電設備等

補助対象	市民	事業者
燃料電池自動車	○	○
電気自動車	○	○
ハイブリッド自動車	—	○ <u>(緑ナンバーのバス、トラックのみ)</u>
天然ガス自動車	—	○ <u>(緑ナンバーのバス、トラックのみ)</u>
V2H 充電設備	○	—

◎平成 29 年度からの主な変更点

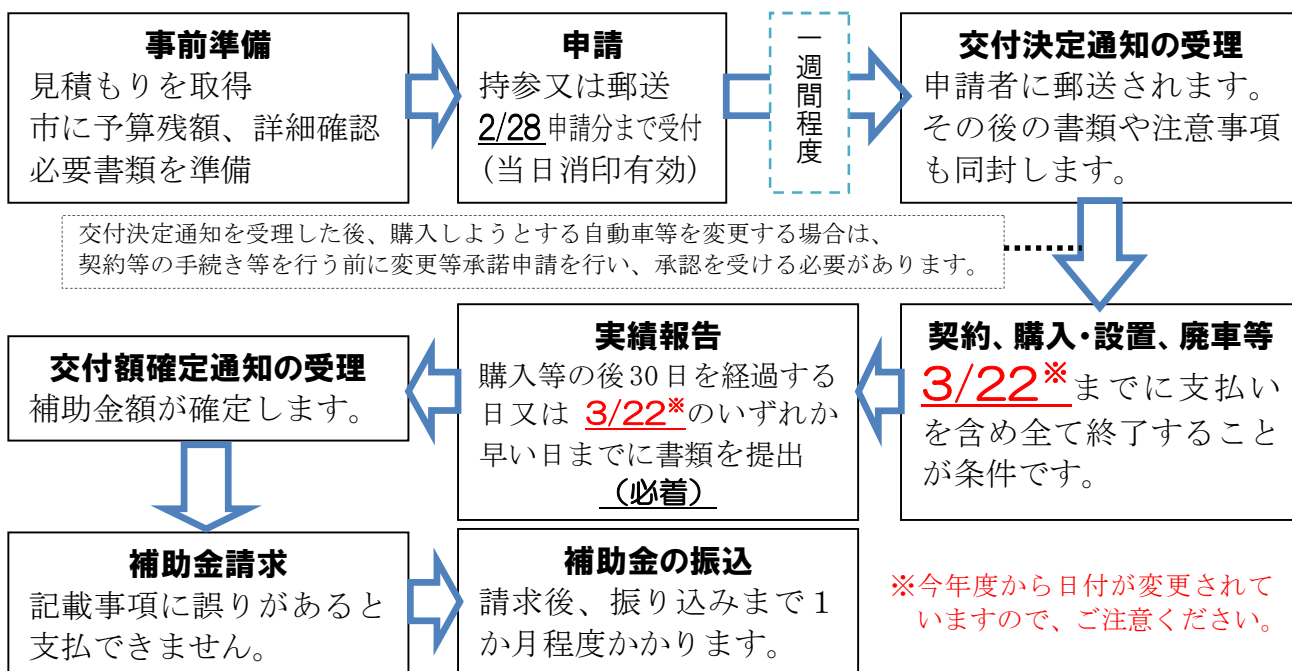
- ・燃料電池自動車（FCV）を補助対象に追加
（平成 30 年 3 月から札幌市豊平区で市内初の水素ステーションが営業開始）
- ・ハイブリッド自動車、天然ガス自動車の補助対象を緑ナンバーのバス、トラックに限定

燃料電池自動車…水素と酸素の化学反応によって発電した電気エネルギーを使って、モーターを回して走る自動車

※注 納品・車や契約、料金支払い前に申請が必要です 他団体等の補助制度との併用も可能です

●H30 年度は、補助対象や様式を変更しています。ご注意ください。

申請から補助金交付までの流れ



次世代自動車購入等補助制度－市民

契約や納品、料金の支払い等、購入手続きの2週間前には申請が必要です。
また、市以外の他団体の補助制度と併用可能です。

対象自動車、対象設備

燃料電池自動車(FCV)
電気自動車(EV)
V2H 充電設備

条件

新品で購入(未契約) ※車検証の所有者が申請者
車両リースの場合、補助分の値引き
平成 31 年 3 月 22 日までに納品され支払等が終了
車検証の使用の本拠地が札幌市
車両は5年以上、設備は8年以上の使用

対象者

市民
条件を満たす方に自動車をリースする事業者

条件

市税を滞納していない方
車両を自ら使用する方
対象自動車等について本市から他の補助を受けてない方

補助額

FCV については国等の公示する価格差から国等の補助額を差し引いた残額の 1/2 を、EV については搭載された蓄電池容量 (kWh) に補助単価 (4,000 円/kWh) を乗じて得た額を、V2H については本体価格の 1/3 を補助します。

補助例は以下のとおり (平成 30 年 4 月 2 日時点)

その他車種については、一覧表をご参照ください。

補助対象	車種(例)	札幌市の補助額(千円)	上限(千円)
FCV	トヨタ MIRAI	500	500
	ホンダ CLARITY FUEL CELL	500	
EV	日産リーフ(40kWh)	160	300
	三菱 i-MiEV X(16kWh)	64	
V2H	ニチコン EVPS (本体価格:580 千円)	193	250

申請方法

※申請書類は昨年度と異なります。ホームページでダウンロード可能です。

期 間: 平成 31 年 2 月 28 日まで

※土日祝を除く。先着順に受付予算額まで

申 込: 持参又は郵送。必要書類に不備がある場合は受付できません(お返します)。

必要書類: ・申請書(様式1)～本書と別紙があります。本書に捺印をお願いします。

電気自動車の申請は別紙2を、燃料電池自動車の申請は別紙3を、
V2H 充電設備の申請は別紙4をご使用ください

3 か月以内に発行され、
発行者の印があるもの。

- ・住民票～写し可。個人番号(マイナンバー)の記載がないもの
- ・市民税の納税証明書～使用者の平成 29 年度分を市税事務所等で取得下さい
- ・見積書～本体価格、値引き額がわかり、販売店の押印があるもの
- ・カタログ又は仕様書(諸元表の部分)
- ・固定資産税納税証明書(土地家屋分)～V2H 充電設備の場合、市税事務所等で取得を
- ・設備設置場所付近見取図、設備配置図、現況写真及び保証書～V2H 充電設備の場合のみ
- ・土地若しくは建物の所有者の設置承諾書及び賃貸借契約書等～
V2H 設備を申請者以外が所有する土地又は建物に設置する場合のみ
- ・登記簿謄本(リースの場合)～写し可。リース申請者分が必要

次世代自動車購入等補助制度—事業者(個人事業主含む)

契約や納品、料金の支払い等、購入手続きの2週間前には申請が必要です。
また、市以外の他団体の補助制度と併用可能です。

対象自動車、対象設備	
燃料電池自動車(FCV) 電気自動車(EV) ハイブリッド自動車(HV)※緑ナンバーのバス、トラックに限る 天然ガス自動車(NGV)※緑ナンバーのバス、トラックに限る	条件 新品で購入(未契約) ※車検証の所有者が申請者 車両リースの場合、補助分の値引き 平成 31 年 3 月 22 日までに納品され支払等が終了 車検証の使用の本拠地が札幌市 車両は4年以上、設備は8年以上の使用 設備の場合、一般利用可能なもの

対象者	
事業者(個人事業主を含む) 条件を満たす方に自動車をリースする事業者	条件 国、公共的団体、出資団体等を除く 市内で1年以上同じ事業を行っている事業者 市税を滞納していない方、車両を自ら使う方 対象設備等について本市から他の補助を受けてない方

※差額の公示額の変化等で変わることがあります。

FCV については国等の公示する価格差から国等の補助額を差し引いた残額の 1/2 を、EV については搭載された蓄電池容量 (kWh) に補助単価 (4,000 円/kWh) を乗じて得た額を、NGV, HV については国等の公示する価格差の 1/10 を補助します。

補助例は以下のとおり。(平成 30 年 4 月 2 日時点)

補助対象	札幌市の補助額 (千円)		国等が公示する 差額 (千円)	
	廃車無	廃車有		
FCV, EV	※車種によります。一覧表を御参照下さい。			
NGV (緑ナンバー のバス、トラ ックのみ)	トラック 最大積載量4t以上	300	450	3,000
	トラック 最大積載量4t未満	80	120	800
	バス(7m以上) ※小型[7m未満]は別途査定	300	450	—
HV (緑ナンバー のバス、トラ ックのみ)	最大積載量4t以上	268	402	2,680
	最大積載量4t未満	77	115	770
	バス(7m以上) ※小型[7m未満]は別途査定	300	450	—

※申請書類は昨年度と異なります。ホームページでダウンロード可能です。

期 間: 平成 31 年 2 月 28 日まで

※土日祝を除く。先着順に受付予算額まで

申 込: 持参又は郵送。必要書類に不備がある場合は受付できません(お返しします)。

必要書類: ・申請書(様式1)～本書と別紙があります。本書に捨印をお願いします。

NGV, HV の申請は別紙 1 を、EV の申請は別紙 2 を、燃料電池自動車の申請は別紙 3 をご使用ください。

- ・登記簿謄本～写し可。リースは申請者及び使用者分両方
個人事業主の方は住民票及び前年度確定申告書のコピーが必要
- ・最新の市民税(法人市民税)の納税証明書～使用者分を市税事務所等で取得下さい。
- ・見積書～本体価格、値引き額がわかり、販売店の押印があるもの
- ・カタログ又は仕様書(諸元表の部分)

3 か月以内に発行され、発行者の印があるもの。

この他にも、定款などの証明書類を要する場合があります。

FCV・EVの補助金一覧表 ※平成30年3月30日時点。随時変更します。

補助額は、平成30年3月30日時点での国等の公示額より算出したものです。
 なお、公示額の変更に伴い本市補助額も変更する場合がありますのでご注意ください。
 また、値引きの額や他の補助額、契約状況などにより補助額を減額する場合があります。
 天然ガス自動車、ハイブリッド自動車などは、前ページの表を参照ください。
 記載のない車種については、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

	車種名	型式等		補助額 (千円)
FCV	トヨタ MIRAI	ZBA-JPD10	-	500
	ホンダ CLARITY FUEL CELL	ZBA-ZC4	-	500
EV	テスラ モデル S	不明	60kWh	240
		不明	100kWh	300
	日産 リーフ	ZAA-AZE0	30kWh	120
		ZAA-ZE1	40kWh	160
	日産 e-NV200 バン	ZAB-VME0	GX、VX	96
	日産 e-NV200 ワゴン	ZAA-ME0	24kWh	96
	BMW i3	ZAA-1Z00	33.2kWh	132
			21.8kWh	87
	三菱 i-MiEV (17モデル)	ZAA-HA4W	16.0kWh (X)	64
			10.5kWh (M)	42
	三菱 ミニキャブ・ミーブ CD (17モデル)	ZAB-U68V	16.0kWh	64
			10.5kWh	42
三菱 ミニキャブ・ミーブトラック VX-SE (16モデル)	ZAB-U68T	10.5kWh	42	

○お問い合わせ先: 札幌市環境局環境都市推進部環境計画課

Tel 011-211-2877 Fax 011-218-5108

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目札幌市役所本庁舎12階



○申請書の入手先(ホームページからダウンロードして下さい)

http://www.city.sapporo.jp/kankyo/zidousya_kankyo/jisedai_hojo.html

○必要書類の入手先

納税証明書: 各市税事務所及び市役所本庁舎2階

住民票: 各区役所、大通証明サービスコーナー、まちづくりセンター等

登記簿謄本: 札幌法務局及び各出張所

※代理にて取得する場合、委任状等が必要となります。

詳細は最寄りの各窓口にてお問い合わせください。

SAPPORO